

水戸家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

- 1 開催日時 平成21年11月19日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

石渡千恵子、内田久美子、久保浩、小島法夫、五來則男、正保春彦、
鈴木豊明、竹花俊徳、田原縁、長山隆一、樋口直実、堀越博、八木
岡努、矢野倉栄、鷺田美加（五十音順 敬称略）
(事務局等)

事務局長 野上康雄、首席家庭裁判所調査官 森芳男、首席書記官
川島孝、事務局次長 原宗鑑、次席家庭裁判所調査官 宇梶俊雄、
次席家庭裁判所調査官 岡田豊、総務課長 西川裕巳

4 議事概要

(1) 全体概要

新任委員（鈴木豊明）から自己紹介が行われた。

(2) 今回のテーマ「これからの家庭裁判所について」

ア 家庭裁判所の歴史及び現状と課題について、川島首席書記官及び宇梶次席家庭裁判所調査官が説明した。

イ 家事調停制度の広報について、野上事務局長が説明した。

(3) 家庭裁判所の広報活動について意見交換をした概要（○委員、△事務担当者）

○ 普段の生活において、家庭裁判所という言葉を聞いただけで不安を感じたり、緊張したりする。これを、家庭裁判所と聞いて安心するようにしてほしい。

○ 大部分の人は裁判所の敷居が高いと感じている。もっと身近に家庭裁判所を利用してもらえるように、気軽なイメージに変えるような広報活動をしてもらいたい。

○ ごく普通に生活しているなかで家庭裁判所の情報に触れられるようにする

ためには、メディアを利用する方法が効果的である。消費者金融機関に対する金利の過払いに関する裁判が普及した背景には、ラジオが重要な役割を果たした。

- 法テラスから弁護士を紹介してもらったり、ホームページから裁判所の情報を得ているケースが多く、これらの広報は効果がある。ただ、実際に困っている人の中には、パソコンが使えないなど、どこに相談したらよいか分からない人も多く、このような人が裁判所に相談に来られるよう、易しい言葉による広報も必要である。
- まず、保護司など家庭裁判所の業務に関連のある人に対し、研修会などの機会に講師を派遣するなどして家庭裁判所の役割を知ってもらうことが、第一歩と思われる。
- 普段生活する上では家庭裁判所の手続をほとんど必要としないが、いざ何かあったときすぐに取りかかりができるよう、トラブルなどの情報が集まる場所に重点的に手続案内をしてほしい。
- P Rは簡単な言葉のほうが効果がある。パンフレットなどを読んでも、まだ難しい言葉が使われていると感じた。P Rは易しくなければいけない。
- 先日初めて裁判の傍聴をする機会があったが、こんなに簡単にできるのかと拍子抜けした。住所氏名を書かされたり、持ち物検査をされるのかと思っていた。
- 労働事件など、身の回りに起こりそうなことを想定すると、高校生に対する教育が重要である。また、教員に対する研修の機会を捉えて、裁判所から積極的に講師を派遣することも効果があると思われる。
- 小中学校で母子家庭の子どもが増えている現状を踏まえると、学校に重点をおいた広報が効果的である。
- D V（家庭内暴力）や児童虐待に関する問題を抱える利用者に対しては、裁判所と児童相談所やその他の相談機関との連携を強化することが、利用者にとって有益と感じた。

○ 広報の充実は、地道な努力の積み重ねだと思う。あらゆるところに出向いて家庭裁判所を説明するような姿勢を続けることが必要と考える。学校の子どもたちもさることながら、教師や教育委員会に対するPRをしたほうがいいのではないか。

(4) 家事調停の充実について意見交換をした概要（○委員、△事務担当者）

- 調停の利用者からよく聞く話に、「調停委員から意見を押しつけられた」というものがある。利用者の受け取り方の問題なのかもしれないが、そういう印象を与えるのではなく、考えるポイントを教えて、決めるのは自分で決めるというのが、国民の望んでいる調停なのではないかと感じる。
- 自分の考え方が受け入れられないときに「押しつけられた」という不満を持つことが多いのではないか。
- 調停委員として、自分の私見を押しつけることはしないように気をつけている。ただ、双方の意見を聞いた上で、こういう解決案はどうですか、と提案をすると、調停委員は自分の意見を聞き入れてくれないと主張する人が多くなっているのではないかと感じことがある。
- 双方が一緒に場で話すわけではないので、疑心暗鬼になりやすい。自分にばかり不利なことを言わされているのではないか、と考えやすい。そうではないということをうまく伝えなければいけないと思う。
- 利用者の頭の中に夫の役割、妻の役割というものがあって、それと違うことを言われると、価値観が多様化している中では、きちんと来る人もいるのではないか。調停委員が一生懸命やっていることはもちろん知っているが、利用者の中にはそういう感じ方をする人もいる。
- 弁護士を付けないで調停をしている利用者は、「今後どうなるのか」がわからず、いたずらに不安になっている。調停委員からは、相手はこう言っている、あなたの考えを次回までに考えてきて、と言われる。だが、そういう個別の事柄ではなく、あなたの考えによって調停はどういう結果になるのか、全体を見通して考えられるように配慮する必要があるのではないか。

- 「調停は3回で終わりなんだ」という誤解は相変わらずある。
 - 今まで話に出ていたような不満を持たれる方というのは、そもそも調停での解決が難しい事情のあるケースなのではないか。
 - 調停は裁判の前提という面は確かにあるが、それでも調停をやる価値はあると思う。事前の話し合いでどうしても一致点が見出せなかつたのに、調停の場では、案外スムーズに合意ができたりすることもある。そういう意味では、積極的に相手の考えを聞くという趣旨で申立てをすることがある。
 - 離婚する時には感情的になっていて、離婚さえすれば全て解決すると思っているが、実際には子どもをつれた母親が子育てと両立して仕事をすることはとても大変で、後悔してしまう人も少なからずいる。調停の場で客観的な意見を調停委員から聞いて、考え方直す機会を持つことも必要だと思う。
 - 調停委員は、たいていの場合、調停の場で「やり直すことはできないか」を検討する。特に子どもが小さい場合には、何とか円満に行く方法はないかを考える。
- △ 水戸家裁では、平成18年以降「親のためのセミナー」を当事者に案内している。これは、子どものいる親が離婚するときに考えなければならないことを解説した映像資料をもとに、調査官がフォローする形で説明したりアドバイスしたりしている。調停委員からは、両親が冷静になって、子どもに対する影響を考えられるようになったという報告もある。
- 調停があって人事訴訟があるという構造はとてもよくできていると思っている。ポイントはやはり子どものことだと思う。調停の段階では離婚したいという感情が先に立ってしまい、なかなか子どものことまで思いが至らないことが多い。その際に調停であれば調停委員や調査官から、離婚した後の生活がどうなるのか、想像してもらえるような働きかけができる。
 - 女性が独立して生計を立てていくのは、現実にはなかなか難しい。裁判なり調停なりで養育費が決まっても実際には払われないことが多い。取り立てる方法があつても行方不明や職場を変えたりするとそれもできないと聞いて

いる。このような場合どんな対処方法があるのか。

- 家裁には「履行勧告」という、家裁から約束どおりの履行を働きかける制度がある。もちろんそれで全てうまくいく訳ではないが、何の効果もないという訳でもない。
- 養育費などの場合は、強制的に金額を決めて払わせるのではなく、調停の場で話し合いで決まるほうが、後々の履行を考えると望ましい。また、子どもとの面会も、面倒を見ている親としては会わせたがらないものだが、家裁には児童室というものがあって、そこで試験的に面会させる方法もある。そういう調停での話し合いを通じて離婚後の関係が築ければ、養育費の支払いや面会もスムーズに行くと思う。離婚後の勤め先の変更は、きちんと知らせるという内容を盛り込むこともある。
- ストレスの多い現代社会においては、離婚などの問題もその反映であると思う。詳しくはわからないが、家裁の調停の場面で、そういうストレスをどのように受け止められるのかが課題なのではないか。
- △ 当事者がストレスなどで感情的に混乱していて、理性的になれないような場合には、審判官の命令によって調査官が調停に立ち会って、調停委員や審判官が話を進める援助をする場合がある。それでも話がうまく進まないときには、個別に当事者に会って真意や状況を確認し、調停に臨める状態になってから再開することもある。
- PTAで会長をやっているが、離婚している人がとても多い。離婚で一番影響を受けるのは子どもなので、調停では、なるべく離婚をしない方向に持って行ってもらいたいと思っている。子どもがいる場合には、夫婦の関係だけでなく、親子の関係というものを大事にしてもらいたい。調停手続のなかで子どもの意向を尊重するようなことはできないのか。
- △ 調停に調査官が関与するのが一番多いのは子どもの関係になる。子どもの監護状況を確認しなければならないときには、調査官が家庭訪問したり、学校や幼稚園に出向いたりすることもある。子どもが小さい場合でも、可能

な限り方法を工夫して意向を確かめたりして調停委員会に報告し、期日に出席して当事者に説明している場合もある。

- さきほど DVD があると言っていたが、中学校で実施している家庭教育学級や親のためのセミナーなどで活用できればいいのではないか。
- △ DVD は当事者用として作成されているもので、広く一般に対する広報用として利用できるかどうかは、検討してみる必要がある。
- 配偶者暴力のある事例では、たまたま顔を合わせてしまったりすると、その時点で思考回路が停止してしまう人もいる。直接顔を合わせなくとも解決できる方法が必要なのではないか。最終的な場面で同席しなければならなかつたという話を聞いたことがある。
- △ 調停の当事者には、相手方と顔を合わせたくないという希望をお持ちの方が多いで、そのような場合には、可能な限り顔を合わせずに手続を進めるよう配慮して、時間をずらしたり、待合室を別の場所にしたりしている。最終的な合意確認の場面でも、双方の意思を尊重している。
- 当事者の話を別々に聞くのは効率的ではないのではないか。
- 実際に調停をしていると、感情的なもつれのある状態で同席させるのは、言い争いになってしまい建設的な議論ができないと感じる。話し合いが進んできて、双方が冷静に話し合える状態になってから、同席で進めることを検討する。これは大丈夫かな、と思って同席で調停を行ってみても、結局夫婦げんかが始まってしまい收拾がつかなくなることが多い。
- 国民は家事調停委員が、日々の調停活動や研修を通じて成長して、高度な、洗練された調停委員になっていただくことを望んでいるのではないか。
- 私のところにいる従業員でも、調停の場でいろいろな意見を言いながら、だんだんいろいろなことがわかつってきたという人がいる。やはり公平な見方に基づくアドバイスが必要なのではないかと思う。
- これから一番大事なのは離婚の予防にどう取り組んでいくか、だと思う。調停の現場での経験が貴重な資源だと思うので、調停に至らないためには、

どのような家庭を築いていけばいいかを社会に発信していくことも必要なのではないか。

- 調停の期間が長いので、もう少し早くできないのかという話を聞いたことがあったが、今日のお話を聞いて、その期間というのは、お互いが冷静になって考えるために必要な時間なのかな、とも思う。
- △ 調停委員に対する研修は、まず初任の方を対象とした1年目の研修、更にある程度経験を積まれた中堅の方を対象とした研修やベテランを対象とした研修などを実施している。研修では、事例に基づいた研究をしたり面接技法の研究や裁判所の他のスタッフとの協働などを検討したり、ロールプレイなどの体験型のカリキュラムを行っている。これとは別に調停委員と裁判所職員との座談会なども実施されている。調停委員の方々は勉強熱心であるため調停協会でも独自に研修を企画実施されている。
- 調停協会には家事研修委員会が組織されており、独自の研修を年2、3回企画している。講師は裁判官などのほか、外部の方をお招きして意見を伺うこともある。内容としては法律的な学習のときもあれば心理的な側面からのスキルアップを図ることもある。

5 次回期日

- (1) 平成22年6月3日（木）午後3時から
- (2) テーマ「家庭裁判所の今後の在り方についてー少年審判の更なる充実に向けてー」